

# 大阪大学大学院学則（案）

## 第1条～第2条（略）

（研究科、専攻及び課程）

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
（略）	（略）	（略）
工学研究科	生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテリアル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング	博士課程
（略）	（略）	（略）

2 （略）

## 第4条～第39条（略）

## 第7章 収容定員

（収容定員）

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

## 第41条～第51条（略）

附 則 （中略）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科生命先端工学専攻、応用化学専攻、精密科学・応用物理学専攻、知能・機能創成工学専攻、機械工学専攻、マテリアル生産科学専攻、電気電子情報工学専攻及び環境・エネルギー工学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

## 別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期 課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医 学・歯学・薬学の博士課程 又は生命機能研究科の博士 課程		収容定員		
		1年当	収容定員	1年当	収容定員			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
工学研究科	生物工学	63	63	12	12	1,180		
	応用化学	97	97	26	26			
	物理学系	72	72	19	19			
	機械工学	96	96	23	23			
	マテリアル生 産科学	118	118	31	31			
	電気電子情報 通信工学	141	141	30	30			
	環境エネルギ ー工学	82	82	16	16			
	地球総合工学	104	202	23	69			
	ビジネスエン 지니어リング	38	71	4	12			
	計	811	942	184	238			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
	合計		2,126	3,652	927		2,829	6,481

大阪大学大学院学則の一部改正（案）

現 行

(略)

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
(略)	(略)	(略)
工学研究科	<u>生命先端工学、応用化学、精密科学・応用物理学、知能・機能創成工学、機械工学、マテリアル生産科学、電気電子情報工学、環境・エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング</u>	博士課程
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(略)

(收容定員)

第40条 本学大学院の收容定員は、別表のとおりとする。

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第3条 同左

研究科名	専攻名	課程の別
(略)	(略)	(略)
工学研究科	<u>生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテリアル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エネルギー工学、地球総合工学、ビジネスエンジニアリング</u>	博士課程
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(略)

(同左)

第40条 同左

(略)

附 則

1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

2 工学研究科生命先端工学専攻、応用化学専攻、精密科学・応用物理学専攻、

知能・機能創成工学専攻、機械工学専攻、マテリアル生産科学専攻、電気電子情報工学専攻及び環境・エネルギー工学専攻は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		1年当	収容定員	1年当	収容定員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
歯学研究科	口腔科学			40	<u>205</u>	<u>205</u>
				40	<u>205</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
工学研究科	<u>生命先端工学</u>	<u>85</u>	<u>170</u>	<u>18</u>	<u>54</u>	<u>2,132</u>
	<u>応用化学</u>	<u>77</u>	<u>154</u>	<u>22</u>	<u>66</u>	
	<u>精密科学・応用物理学</u>	<u>60</u>	<u>120</u>	<u>16</u>	<u>48</u>	
	<u>知能・機能創成工学</u>	<u>32</u>	<u>64</u>	<u>6</u>	<u>18</u>	

別表

大学院収容定員表

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程の前期課程又は法科大学院の課程		博士課程の後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程		収容定員
		1年当	収容定員	1年当	収容定員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
歯学研究科	口腔科学			40	<u>190</u>	<u>190</u>
				40	<u>190</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
工学研究科						<u>1,180</u>

	機械工学	<u>80</u>	<u>160</u>	<u>21</u>	<u>63</u>	
	マテリアル生 産科学	<u>106</u>	<u>212</u>	<u>28</u>	<u>84</u>	
	電気電子情報 工学	<u>143</u>	<u>286</u>	<u>31</u>	<u>93</u>	
	環境・エネル ギー工学	<u>76</u>	<u>152</u>	<u>15</u>	<u>45</u>	
	地球総合工学	<u>98</u>	<u>196</u>	23	69	
	ビジネスエン 지니어リング	<u>33</u>	<u>66</u>	4	12	
	計	<u>790</u>	<u>1,580</u>	184	<u>552</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		<u>2,105</u>	<u>4,290</u>	927	<u>3,158</u>	<u>7,448</u>

	生物工学	<u>63</u>	<u>63</u>	<u>12</u>	<u>12</u>	
	応用化学	<u>97</u>	<u>97</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	
	物理学系	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	
	機械工学	<u>96</u>	<u>96</u>	<u>23</u>	<u>23</u>	
	マテリアル生 産科学	<u>118</u>	<u>118</u>	<u>31</u>	<u>31</u>	
	電気電子情報 通信工学	<u>141</u>	<u>141</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	
	環境エネルギ ー工学	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>16</u>	<u>16</u>	
	地球総合工学	<u>104</u>	<u>202</u>	23	69	
	ビジネスエン 지니어リング	<u>38</u>	<u>71</u>	4	12	
	計	<u>811</u>	<u>942</u>	184	<u>238</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合計		<u>2,126</u>	<u>3,652</u>	927	<u>2,829</u>	<u>6,481</u>

## 大阪大学大学院工学研究科教授会規程

第1条 大阪大学大学院工学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、大阪大学大学院工学研究科に置かれる基幹講座及び工学研究科附属施設の専任教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、その議により、他の部局の教授を構成員に加えることができる。

第2条 教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名した者がその職務を代行する。

第3条 教授会は、定例のほか、研究科長が必要と認めたとき又は構成員の5分の1以上の要求があったときは、臨時に開くことができる。

第4条 教授会を招集するときは、あらかじめその議題を構成員に通知するものとする。

第5条 教授会は、別に定めのある場合のほか、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の定足数に算入しない。

(1) 海外渡航中の者

(2) 休職中の者

第6条 教授会の議事は、別に定めのある場合のほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 議事の票決は、無記名投票によるものとする。

第8条 教授会は、公開しない。

第9条 教授会の議事については、議事要旨を作成し、構成員に周知するものとする。

第10条 教授会から委託された審議事項を審議するため、教授会に代議員会又は専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置き、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

2 代議員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成11年2月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。